# 国民年金特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れの特例に係る控除額及び加算額の改定に関する政令 （昭和五十九年政令第三百五十五号）

昭和五十九年度から平成九年度までの間における国民年金特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律別表中次の表の上欄に掲げる各年度に応ずる同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同法の規定を適用する。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年六月一八日政令第一七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年一〇月一一日政令第三二五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年一〇月六日政令第三四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年一〇月二八日政令第三一三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年六月二四日政令第一九一号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。